

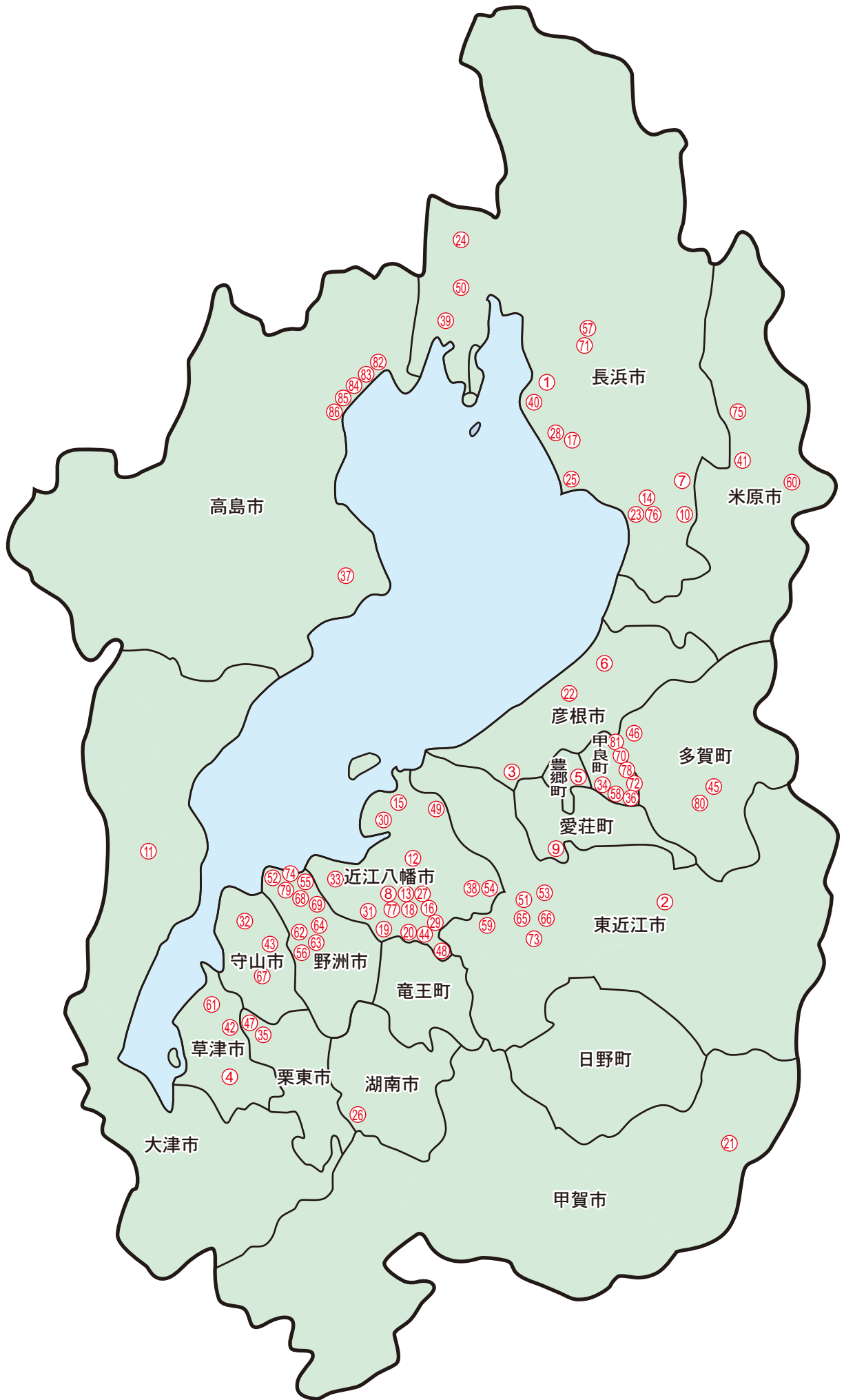
近隣景観形成協定地区位置図

(平成22年3月末現在)

認定No.	協定地区名	協 定 名	協定者	認定年度
①	高 月 町 雨 森	ふるさと雨森の風景を守り育てる協定	115	S60
②	愛 東 町 市 ケ 原	大字市ケ原美しいまちづくり協定	15	S60
③	彦 根 市 野 良 田 町	ふるさと野良田町の景観を守り育てる協定	62	S60
④	草 津 市 桜 ケ 丘 町	桜ヶ丘美しい風景を育てる協定	710	S61
⑤	豊 郷 町 八 町	ふるさと八町美しいまちづくり協定	188	S61
⑥	彦根市彦根銀座商店街	彦根銀座商店街うるおいと魅力あるまちづくり協定	79	S61
⑦	長 浜 市 今 町	ふるさと今町美しいまちづくり協定	74	S62
⑧	近江八幡市八幡堀	八幡堀 水と緑の風景を守り育てる協定	108	S63
⑨	愛 知 川 町 豊 満	ふるさと豊満の風景を守り育てる協定	134	H1
⑩	長 浜 市 今 川 町	やすらぎ今川地域景観づくり協定	123	H1
⑪	大津市伊香立生津町	ふるさと生津の景観を守り育てる協定	71	H1
⑫	近江八幡市浅小井町	浅小井町湧水と緑と歴史のあるまちづくり協定	167	H2
⑬	近江八幡市繁栄会	駅前大通りうるおいと魅力あるまちづくり協定	50	H2
⑭	長浜市北国街道町衆の会	北国街道を守り育てる協定	68	H2
⑮	近江八幡市大中町	近江八幡市大中町安らぎのある農の里づくり協定	72	H3
⑯	近江八幡市長田町	長田町萤火舞う小川と緑の町づくり協定	104	H3
⑰	び わ 町 下 八 木	「好きです!しもやぎ」うるわしい下八木の景観を育てる協定	109	H4
⑱	近江八幡市金剛寺町	金剛寺町往古の湧泉と緑と潤いあるまちづくり協定	85	H4
⑲	近江八幡市池田本町	四季の花咲く大樹の里池田本町まちづくり協定	64	H4
⑳	近江八幡市長福寺町	歴史かおる長福の里まちづくり協定	46	H5
㉑	土 山 町 鮎 河 東 野	東野・緑の古里・ふれあい協定	78	H5
㉒	彦根市巡礼街道商店街	ベルロードの景観と並木通りを守り育てる協定	221	H5
㉓	長 浜 市 元 浜 町	「博物館通り」住みよい美しい町づくり協定	42	H6
㉔	西 浅 井 町 集 福 寺	青垣にキラリとひかる集福寺の郷づくり協定	51	H6
㉕	び わ 町 南 浜	美しい南浜の景観を守り育てる協定	152	H6
㉖	石 部 町 東 寺	阿星の山を背にのどかな田園と歴史・文化のある東寺を守り育てる協定	73	H6
㉗	駅前商店街:H17地区名変更	近代的なかおりのする「はちまんチャペル通り」まちづくり協定	76	H6
㉘	び わ 町 益 田	「真清水の湧きでるまち、住んでみたい益田」の景観を守り育てる協定	59	H7
㉙	近江八幡市野田町	思いやりのある湧上の郷づくり協定	30	H7
㉚	近江八幡市北津田町	菓の自生する山々映える大嶋の郷づくり協定	61	H7
㉛	近江八幡市加茂町	緑とぬくもりのかおる加茂町郷づくり協定	249	H7
㉜	守 山 市 今 浜 町	今浜自治会花と緑いっぱい美しい住みよいまちづくり協定	196	H7
㉝	近江八幡市牧町	“よいまちつくろう”水茎の里—牧町まちづくり協定	217	H8
㉞	甲 良 町 尼 子	歴史と自然とふれあいの町尼子むらづくり協定	246	H8
㉟	栗 東 市 北 中 小 路	北中小路心ふれあう住みよいまちづくり協定	281	H8
㊱	甲 良 町 池 寺	「環境にやさしい里づくり」池寺の景観を守り育てる協定	125	H9
㊲	安 曇 川 町 川 島	清水と緑の郷川島地区まちづくり協定	140	H9
㊳	安 土 町 中 屋	人、いきいき集う水明の郷「中屋」まちづくり協定	50	H9
㊴	西 浅 井 町 黒 山	緑かおる黒山の歴史と石仏の里づくり協定	40	H9
㊵	湖 北 町 海 老 江	光明皇后ゆかりの里 大字海老江の明るいふる里づくり協定	53	H9
㊶	伊 吹 町 春 照	花と緑の美しい春照の町づくり協定	276	H10
㊷	草 津 市 大 宮 町	花と緑と「わ」のあるまちづくり協定	81	H10
㊸	守 山 市 笠 原	笠原自治会 水と緑あふれる風景と歴史を守り育てるまちづくり協定	152	H10
㊹	近江八幡市馬淵町岩倉	岩倉町 清流と石工のふるさとづくり協定	162	H10

認定No.	協定地区名	協 定 名	協定者	認定年度
④5	多賀町南後谷	南後谷「溪流にひびくガッタリの郷づくり」協定	29	H10
④6	多賀町多賀	多賀の門前町を育て、品格があり美しく住みよい町をつくる協定	244	H10
④7	栗東市十里	公園を囲む緑の住宅地を創造する十里まちづくり協定	53	H11
④8	近江八幡市倉橋部町	花と緑を守り育てるやぶさめの里づくり協定	51	H11
④9	安土町大中	自然とやすらぎの町大中まちづくり協定	64	H11
⑤0	西浅井町山門	山門区 花と緑豊かなまちづくり協定	63	H11
⑤1	八日市市金屋総自治会	花ひらく文化の郷金屋のまちづくり協定	294	H11
⑤2	中主町吉川	吉川区緑豊かなまちづくり協定	259	H11
⑤3	八日市市川合寺自治会	花と緑と桜画のロマンが薫る川合寺まちづくり協定	24	H12
⑤4	安土町東老蘇	21世紀に継承ごう遺そう老蘇の森と中山道 東老蘇郷づくり協定	88	H12
⑤5	中主町安治	さとみちに香り広がるまちづくり協定	119	H12
⑤6	中主町小比江	水と緑と語らい広場のあるまちづくり協定	18	H12
⑤7	高月町東阿閉	東阿閉区ドイツの鐘が鳴る美しいまちづくり協定	90	H12
⑤8	甲良町下之郷	清流に映える花と鯉と水車の郷 下之郷協定	203	H13
⑤9	八日市市三津屋自治会	花と緑あふれる風景と先人の心を継ぐ三津屋まちづくり協定	55	H13
⑥0	伊吹町大清水	水と共に暮らす故郷(まち)づくり協定	85	H13
⑥1	草津市志那町吉田	志那町吉田の藤を守り育てる協定	96	H13
⑥2	中主町西河原	自然を育み心のふれあうまちづくり協定	340	H13
⑥3	中主町虫生	歴史香る花と緑が豊かな虫生のまちづくり協定	75	H13
⑥4	中主町比留田	緑豊かなうるおいと「和」のあるまちづくり協定	251	H13
⑥5	八日市市小脇町今里自治会	狛の長者伝説が育む緑あふれるうるおいのある郷づくり協定	46	H14
⑥6	八日市市柴原南町自治会	小川が流れる美しい花と緑の町づくり協定	55	H14
⑥7	守山市中山道守山宿	中山道守山宿を守り育てるまちづくり協定	51	H14
⑥8	中主町木部	「門前町すてき木部」まちづくり協定	91	H14
⑥9	中主町吉地	吉地区住み良い緑の町づくり協定	207	H14
⑦0	甲良町在士	藤の花薫る高虎と歩む 在士近隣景観形成協定	50	H14
⑦1	高月町渡岸寺	洗心の郷渡岸寺美しい景観を育てる協定	37	H15
⑦2	甲良町正楽寺	「道誉とともにバサラな郷づくり」正楽寺近隣景観形成協定	35	H15
⑦3	八日市市池田町自治会	いにしへの里、神明のやすらぎを育む池田郷づくり協定	62	H15
⑦4	中主町菖蒲	自然を守りときめくあやめのまちづくり協定	53	H15
⑦5	伊吹町大久保	人と人の心が通い合う美しい野草の里づくり協定	63	H16
⑦6	長浜市神前西町、宮町、金屋町地区	やわた夢生小路癒しのまちづくり協定	36	H17
⑦7	近江八幡市中小森町地区	中小森町歴史と緑のまちづくり協定	103	H17
⑦8	甲良町北落区	伝統と緑いっぱい北落近隣景観形成協定	96	H17
⑦9	野洲市堤地区	沢ガニの棲むまちづくり協定	96	H18
⑧0	多賀町川相地区	緑とコミュニティーあふれる川相の町づくり協定	85	H18
⑧1	甲良町小川原地区	水と緑の小川原近隣景観形成協定	68	H20
⑧2	高島市マキノ町海津1区	「海津1区の水辺景観」まちづくり協定	61	H20
⑧3	高島市マキノ町海津2区	「海津2区の水辺景観」まちづくり協定	54	H20
⑧4	高島市マキノ町海津3区	「海津3区の水辺景観」まちづくり協定	54	H20
⑧5	高島市マキノ町西浜区	「西浜区の水辺景観」まちづくり協定	98	H20
⑧6	高島市マキノ町知内区	「知内区の水辺景観」まちづくり協定	113	H20

※認定時の市町村名表示による



景観づくり草の根のつどいについて

近隣景観形成協定の認定地区の皆さんが、県内各地の美しい住みよいまちづくりを推進している自治会等に参加を呼びかけて、「景観づくり草の根のつどい」を開催しています。

このつどいは、参加者が情報交換や研修会を通して、活動の活性化と地域間の連帯性を高めることにより美しいまちづくりが湖国全体に広がるようにとの思いが込められています。

開催実績

回	年月日	開催地区および会場	
第1回	61. 5. 25	高月町雨森	集落センター
第2回	62. 8. 23	彦根市野良田	草の根広場
第3回	63. 10. 30	草津市桜ヶ丘	中央公園
第4回	元. 7. 16	豊郷町八町	公民館
第5回	2. 7. 29	愛東町市ヶ原	公民館
第6回	3. 9. 11	彦根市銀座商店街	彦根商工会議所
第7回	4. 10. 4	長浜市今町	長浜養護学校
第8回	5. 6. 19	近江八幡市八幡堀	文化会館
第9回	6. 10. 16	愛知川町豊満	公民館
第10回	7. 10. 15	長浜市今川町	南郷里幼稚園、今川会館
第11回	8. 10. 27	大津市伊香立生津町	伊香立リサイクルプラザ
第12回	9. 7. 27	近江八幡市浅小井町	ふれあいセンター
第13回	10. 10. 11	長浜市元浜町	パウワース
第14回	11. 10. 24	近江八幡市駅前大通り・大中町・長田町・はちまんチャペル通り 近江八幡市総合福祉センター	
第15回	12. 10. 15	びわ町下八木・南浜・益田	びわ町リュートプラザ
第16回	13. 10. 21	近江八幡市金剛寺町・池田本町・長福寺町・野田町	県立女性センター
第17回	14. 4. 14	土山町鮎河東野	あいの土山文化ホール
第18回	15. 2. 15	彦根市巡礼街道商店街地区	彦根市文化プラザ
第19回	16. 9. 26	西浅井町集福寺地区・黒山地区・山門地区	西浅井町文化小劇場
第20回	17. 11. 20	近江八幡市 北津田地区・加茂地区・牧町	ウェルサンピア滋賀
第21回	18. 11. 12	湖南市 東寺区	湖南市石部文化ホール
第22回	19. 10. 28	守山市今浜町	守山市民ホール
第23回	20. 11. 9	近江八幡市馬淵町岩倉・倉橋部町	妙感寺



「博物館通り」住みよい美しい町づくり協定

(目的)

第1条 この協定は、長浜文化の中心である博物館通り（伊部町・神戸町）において、歴史文化価値の高い建築物などが残る町並みを守り、長浜にふさわしいだれもが住みよく美しい町づくりをすることを目的とする。

(名称)

第2条 この協定の名称は、『「博物館通り」住みよい美しい町づくり協定』とする。

(協定の締結)

第3条 この協定は、次条に定める協定の区域内の建築物その他の工作物（以下「建築物」という。）または土地（道路、河川、公園等公共の用に供する土地を除く。）を所有し、または管理する者の合意により締結する。

(協定区域)

第4条 協定に定める区域は、別紙に定める区域とする。

(景観形成に関する事項)

第5条 この協定を締結した者（以下「協定者」という。）は、周囲の環境が良好に保たれるよう、次の各号について努めるものとする。

(1) 良好な居住環境の構築

- ・ うるおいのある町並みとするため、地区内の緑化に努める。
- ・ 奥行きのある長い敷地の中庭の活用を図る。

(2) 商業としての町並み保存

- ・ 伝統的建築物の保存に努める。
- ・ 新たに建築する建物の基本は、伝統的建築物に拠るところとする。
- ・ 町並みである2階建てを尊重し、通りの骨格としての連続性を確保する。
- ・ 長浜特有の風土を活かし、町並みと調和した形態、意匠、素材、色彩を尊重する。
- ・ 広告、看板等を統一し、町並みの調和を図る。

(3) 隣接する米川の景観保存

- ・ 協定区域内を流下する米川の浄化に努め、美しい河川の保全と隣接建物との調和を図る。

(有効期間)

第6条 協定の有効期間は、協定の日から10年間とする。

(協定の変更と廃止)

第7条 協定の内容を変更、廃止しようとするときは、協定者の過半数の合意により定めるものとする。

(協定への参加)

第8条 協定の未加入者および、新しく協定地区内の土地または建築物を所有し、または管理することになった者は、申し出により協定に加わることが出来る。

(委員会の設置)

第9条 この協定の円滑な運営を図るため、協定者の互選により委員を選出し、年1回以上の運営委員会を開催するものとする。

2. 委員の中から会長1名、副会長1名を選出する。

思いやりのある湧上の郷づくり協定

(目的)

第1条 この協定は、野田町自治会の区域内を、花と緑と清流のある美しい住みよいまちとすることを目的とする。

(協定の締結)

第2条 この協定は、第3条に定める協定の区域内の建築物、その他の工作物（以下「建築物等」という。）または土地（道路、河川、公園等公共の用に供する土地を除く。）を所有し、または管理する者のうち3分の2以上のものの合意により締結する。

(協定区域)

第3条 この協定の区域は、野田町自治会区域で別紙区域図のとおりとする。

(景観形成に関する事項)

第4条 協定を締結した者（以下「協定者」という。）は、花と緑と清流のある美しい区域となるよう自治会まちづくり活動への参加と環境への配慮、周囲の景観が良好に保たれるよう建築物等の維持管理に努めるものとする。

2. 協定者は、建築物等の敷地内への花植えおよび緑化、既存の樹木等の維持管理に努めるものとする。
3. 協定者は、建築物等からの家庭排水等について、放流先水路を汚さないよう浄化対策に努めるものとする。
4. 協定者は、建築物等の形態、色彩について、次の各号に定める基準に適合するように努めるものとする。
 - (1) 建築物の屋根は勾配のあるものとする。
 - (2) 建築物の外壁の色彩は落ち着いた茶系色またはクリーム系色とする。
5. 協定者は、建築物等の敷地の花植えおよび緑化について、次の各号に定める基準に適合するよう努めるものとする。
 - (1) 道路から見える場所にはできるだけ中高木を植栽する。
 - (2) 宅地内の緑地（植栽）面積を敷地面積の10%以上とする。
 - (3) 道路と宅地との間に植栽可能な空地等が有れば、花を植えるか低木を植えるよう努める。
 - (4) 道路沿いに垣、柵を新たに設置する場合は、十分に景観を考慮した物又は生け垣とするよう努める。

(協定の有効期間)

第5条 協定の有効期間は、協定締結の日から10年間とする。

(協定の変更と廃止)

第6条 協定の内容を変更しようとするときは、協定者全員の合意によるものとする。

2. 協定を廃止しようとするときは、協定者の過半数の合意によるものとする。

志那町吉田の藤を守り育てる協定

(目的)

第1条 この協定は、滋賀県指定の自然記念物である志那町吉田自治会区域内に位置する古木である「三大神社の藤」を中心として、緑豊かな田園風景を守り育てることにより、心和む町を創出するとともに、幾多の文化遺産を守り、ふれあい活動を通じて、美しい町づくりの意識高揚を図り、住み良い町づくりに努めることを目的とする。

(協定の締結)

第2条 この協定は、第3条に定める協定の区域内の建築物、その他の工作物（以下「建築物等」という。）、または土地（道路、河川、公園等公共の用に供する土地を除く。）を所有し、または管理する者のうち3分の2以上の者の合意により締結する。

(協定区域)

第3条 この協定の区域は、志那町吉田自治会区域で別紙区域図（見取図）とする。

(景観形成に関する事項)

第4条 協定を締結した者（以下「協定者」という。）は、花と緑の豊かな美しい区域となるよう自治会町づくり活動への参加と環境への配慮、及び景観が良好に保たれるよう、次の各号について努めるものとする。

- 1 協定者は志那町吉田を心和む住み良い町づくりにふさわしく、敷地内の緑化、及び既存の樹木等の維持管理に努めるものとする。
 - (1) 道路沿いに垣・柵を設置する場合は生垣等景観を考慮したものとする。
 - (2) 道路から見える場所には生垣や庭園をつくる。
 - (3) 既存の樹木の良好な維持管理を図る。
- 2 協定者は、建築物等の形態色彩について、次の各号に定める基準に適合するよう努めるものとする。
 - (1) 建築物の屋根は勾配のあるものとする。
 - (2) 建築物の外壁の色は落ち着いた茶系統またはクリーム系色とする。
- 3 協定者は公共用地の緑化や文化遺産の管理につき次の各号について努めるものとする。
 - (1) 公園等に樹木・花を植え、憩いの場とする。
 - (2) 歴史的な文化遺産周辺の美化と樹木・花の植栽、及び維持管理に努めるものとする。

(協定の有効期間)

第5条 協定の有効期間は、協定締結の日から10年間とする。

- 2 前項の有効期間の満了の日までに、何ら意思表示がないときは、有効期間はさらに10年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

(協定の変更と廃止)

第6条 協定の内容を変更するときは、協定者全員の合意によるものとする。

なお、協定を廃止するときは、協定者の過半数の合意によるものとする。

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（抜粋）

（昭和59年7月19日 滋賀県条例第24号）
最終改正
（平成20年3月28日 滋賀県条例第25号）

第1章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、県土の景観形成に関し、県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等に関する事項および景観指針の策定その他必要な事項を定めることにより、美しいふるさと滋賀の風景を守り育てることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観形成 良好な景観を保全し、もしくは創造し、または良好な景観に修復することをいう。
- (2) 琵琶湖 河川法（昭和39年法律第167号）の規定の適用を受ける琵琶湖および淀川のうち瀬田川洗堰より上流の区域をいう。
- (3) 大規模建築物等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物（以下「建築物」という。）で高さ13メートル以上もしくは4階建て以上のものまたは工作物（建築物を除く。以下同じ。）で高さ13メートル以上のもののうち規則で定めるものをいう。

（県の責務）

第3条 県は、県土の景観形成に関し、必要な調査を行うとともに、基本的かつ総合的な施策を策定し、およびこれを実施するものとする。

- 2 県は、県土の景観形成に関し、市町との連携を図るとともに、市町が行う景観形成に関する施策との調整に努めるものとする。

（県民および事業者の責務）

第4条 県民および事業者（以下「県民等」という。）は、県土の景観形成に寄与するよう努めるとともに、県が実施する景観形成に関する施策に協力しなければならない。

（啓発）

第5条 県は、県民等が県土の景観形成についての理解を深めるよう、啓発に努めなければならない。

第6章 近隣景観形成協定等

（近隣景観形成協定）

第28条 県民等は、相互に協力し、美しく住みよいまちづくりを進めるため、その所有し、または管理する土地（道路、河川、公園等公共の用に供する土地を除く。）または建築物もしくは工作物について、一定の区域を定め、その区域における景観形成に関する協定を締結することができる。

- 2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 協定の名称、目的およびその対象となる土地の区域に関する事項
- (2) 建築物または工作物の形態、意匠、色彩等の調和、緑化、樹木等の保全等景観形成に関し必要な事項
- (3) 協定の有効期間に関する事項
- (4) 協定の変更または廃止の手続に関する事項

- 3 市町長は、第1項の規定により締結された協定の内容が当該市町における景観形成に資するものであると認めるときは、近隣景観形成協定として認定するよう知事に推薦することができる。

- 4 知事は、前項の規定による市町長の推薦があつた場合において、当該協定の内容が県内の景観形成に資するものであると認めるときは、規則で定めるところにより、近隣景観形成協定として認定するものとする。
- 5 知事は、前項の規定により近隣景観形成協定を認定したときは、当該近隣景観形成協定の内容を公表するものとする。

(近隣景観形成協定等の啓発)

第29条 知事は、近隣景観形成協定および景観協定（法第81条第1項に規定する景観協定をいう。以下同じ。）の締結が促進されるよう、必要な啓発に努めるものとする。

- 2 知事は、前項の啓発に併せ、都市緑地法（昭和48年法律第72号）に基づく緑地協定、建築基準法に基づく建築協定、都市計画法に基づく地区計画等景観形成を図る上で活用できる制度で、県民等が相互に協力して行うことができるものについて、必要な啓発に努めるものとする。

(市町への援助)

第30条 県は、市町が近隣景観形成協定または知事の認可に係る景観協定が締結されている区域内において当該協定の関係者が行う景観形成を図るための事業に対し技術的助言その他の援助を行う場合は、その一部について必要な援助を行うことができる。

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例施行規則（抜粋）

（昭和60年1月10日 滋賀県規則第2号）
最終改正

(近隣景観形成協定の認定)

（平成21年2月25日 滋賀県規則第8号）

第22条 条例第28条第4項の規定による近隣景観形成協定の認定は、次の各号に該当するものについて行うものとする。ただし、これにより難い特別の理由がある場合は、この限りでない。

- (1) 自治会、町内会等の区域その他相当規模の一団の土地の区域を対象として締結されていること。
- (2) 協定に係る区域内の土地または建築物等を所有し、または管理する者の3分の2以上の合意により締結されていること。
- (3) 建築物等の形態、意匠、色彩の調和、緑化および樹木等の維持管理その他の保全に関する事項が定められていること。
- (4) 協定の有効期間が5年以上であること。

表紙写真：長浜市高月町雨森（長浜市提供）
裏表紙写真：高島市マキノ町海津（高島市提供）



まちづくり協定事例集

平成22年3月発行

編集・発行 滋賀県土木交通部都市計画課
〒520-8577 大津市京町四丁目1-1
電話 (077) 528-4184